

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行
2012年12月10日現在

1. 商品名	・屋久島ボランティア預金
2. ご利用いただける方	・限定していません。
3. 期間	・定型方式 1年（元金継続の自動継続方式）
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括でお預け入れいただきます。 ・10万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・預入時の店頭表示金利（スーパー定期1年もの）を満期日まで適用いたします。 （金利情勢により変動します） ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算いたします。
7. 課税	・個人のお客さまは利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ・障害者などの少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優の対象となります。 ・法人のお客さまは総合課税されます。（非課税法人の場合は非課税）
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優制度の対象となります。
10. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約される場合は、預金規定（自由金利型定期預金M型）にもとづき、お預け入れ期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。 【中途解約利率】 (1) 6か月未満……………解約日における普通預金利率 (2) 6か月以上1年未満……………預入日の6か月ものの約定利率×70% (3) 1年以上1年6か月未満……………預入日の1年ものの約定利率×70% (4) 1年6か月以上2年未満……………預入日の2年ものの約定利率×70% (5) 2年以上2年6か月未満……………預入日の3年ものの約定利率×70% (6) 2年6か月以上3年未満……………預入日の4年ものの約定利率×70%

1 1. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ご預金者の方が満期時に支払利息の一部（税引後利息の30%）を（財）屋久島環境文化財団に対して口座振替により寄付いたします。 ・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象となります。 （1預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息などが保護されます） ・金利については、窓口へご照会ください。
1 2. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>